

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮津市長 城崎 雅文

市町村名 (市町村コード)	宮津市 (26205)
地域名 (地域内農業集落名)	吉津地域 (須津、文珠)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、主としてほ場整備済みの農地で農業を営む須津東集落と未整備で不成形の水田等が大部分を占める須津西集落、個人での耕作が主な文珠集落に大別される。このうち、須津東については文珠集落からの耕作者もあるが、5～10年後に規模縮小を見込む経営体の耕作面積が約2.5haあるため、新たな農地の受け手の確保・育成のほか、現状の担い手が営農を継続できる環境を整える必要がある。

一方、須津西については農地の形状と土性等から大きくは3区域に分別され、そのうち集落に隣接する区域は水捌けの悪い水田が大部分を占め、高齢化と鳥獣被害に伴って荒廃化・耕作放棄農地が多く、現状の耕作者も数名である。さらに、残り2区域についても、公共施設整備や荒廃化による農地の半減や耕作者の高齢化に伴い規模縮小を検討する農業者など、将来にわたり須津西集落における農地利活用による活性化は難しく、須津東集落と【集落協定組織等】を統合した農業振興を進める必要がある。

地域全体の最重要課題は、有害鳥獣対策及び担い手対策となっており、継続した取組が必要である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

須津東及び須津西集落は互いの連携を強化しながら、既存の中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度との運用調整を図りつつ、吉津地域の活性化に取り組む。新規就農者が効率的な営農を行えるよう農地の集積・集約を進めるとともに、地域的な作業受委託の拡大により機械設備投資コストの低減と効率的な営農を進める。さらに、文珠集落とも協力し、耕作困難農地の増加や、農道・水路等の農業基盤の維持管理及び獣害対策等の解決を図るため、話し合いによる活動の基盤となる新たな営農組織を検討する。

課題となっている鳥獣害被害対策を進め、現状の担い手が営農を継続できる環境を整える。稲作農家は既に集約されており、今後はコスト低減のため栽培の省力化を検討し、自家用米以外の業務用米の品種、販路等の選定を行う。

吉津産農作物で、生産から加工、販売を推進する。また、農業の担い手確保のため、吉津産農作物での加工品による知名度の向上と関係人口の構築を図り、移住・就農者の増加につなげる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.5 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域での営農を維持し、住宅地付近の畑地などは家庭菜園等で荒廃しないような取組を推進する。また、山際にある農地は、粗放的な管理も含め集落全体で農地利用のあり方を検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状を確保しつつ、さらなる農地の集積・集約化を進めるとともに、将来に備え、地元で農地を管理する体制づくりを進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に中間管理事業による農地貸借率は86%、面積は25.9/30.1haとなっており、市内トップクラスの状況で、今後も同事業による貸借を促すとともに、農地を効率的に利用できるよう市外非農家とのつなぎ役として農家組合を中心に調整を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
守るべき農地を明確にし、畦畔等の雑草管理(草刈り)や補完農作業について、定年帰農者や半農半X及び異業種人材とも連携を深める中で農業従事者の確保と併せた援農体制を検討し、担い手農家の労力分散(支援)による面積拡大を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者が借り受けしやすい一定面積の区画を創出し、新規就農者や定年帰農者等が栽培実習等を通じて農業技術の習得を目指すことができる体験実習農園的な取組についても模索する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策…地域ぐるみの捕獲・保護の取組み
- ⑩吉津農業お助け隊…非農家を中止とした援農体制を推進し、耕作者が農業をやりやすい環境を構築
- ⑩農産物のブランド化…吉津産で、生産から加工、販売の推進と、地産地消等の取組み
- ⑩担い手対策…移住・定住のまちづくりのステップを踏んだ取組み(半農半Xインターンシップの継続受入、移住定住部会(コウジャゲエニ)を中心とした受皿づくり)